

○高山市消防団条例

昭和39年4月3日

条例第38号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定員及び任用（第2条～第5条）

第3章 報酬及び費用弁償（第6条～第8条）

第4章 分限及び懲戒（第9条～第13条）

第5章 服務規律（第14条～第18条）

第6章 雑則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（平18条例13・一部改正）

第2章 定員及び任用

（定員）

第2条 消防団員の定員は、1,700人とする。

（令4条例41・一部改正）

（任命）

第3条 消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は、次の資格を有する者のうちから市長の承認を得て、消防団長が任命する。

- (1) 市内に住所を有する者又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固でかつ身体強健な者

(平19条例41・平23条例5・平28条例31・一部改正)

(欠格条項)

第4条 次の各号の一に該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第11条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(令元条例13・一部改正)

(辞職)

第5条 消防団長が辞職しようとするときは、その理由を文書をもつて市長に申し出て、その承認を得なければならない。

2 消防団員（消防団長を除く。）が辞職しようとするときは、その理由を文書をもつて所属上級役員（係長以上の職にある者をいう。）を経た上消防団長に申し出て、その許可を得なければならない。

3 消防団長は、前項の許可については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

第3章 報酬及び費用弁償

(報酬)

第6条 消防団員には、年額報酬、出勤報酬及び特別報酬を支給する。

2 年額報酬は、別表に定める額とする。

3 消防団員が水火災又は地震等の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、出勤報酬を支給する。

4 出動報酬は、1回について8,000円以内で規則で定める額とする。

5 消防団員が水火災又は地震等の災害の職務に従事した場合において、市長が必要と認めたときは、特別報酬を支給する。

6 特別報酬は、8,000円以内で市長が別に定める額とする。

(平30条例11・令元条例42・令3条例25・一部改正)

第7条 削除

(令3条例25)

(費用弁償)

第8条 消防団員が公務のため出張したときは、旅費を支給する。

(令元条例42・一部改正)

第4章 分限及び懲戒

(分限)

第9条 消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、消防団長は、あらかじめ市長の承認を得て、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

第10条 消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その身分を失う。

(1) 第3条第1号に該当しなくなつたとき。

(2) 第4条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

(3) 所在不明となつたとき。

(平23条例5・一部改正)

(懲戒)

第 1 1 条 消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、消防団長は、市長及び消防長の承認を得て懲戒処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
 - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - (3) 職務の内外を問わず消防団員としてふさわしくない非行のあつた場合
- (懲戒の区分)

第 1 2 条 前条の懲戒は、次の区分により、これを行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

2 停職は、1 年以内において期間を定めて行う。

(懲戒の猶予)

第 1 3 条 懲戒に該当する者で、情状をしやく量すべき点のある者に対しては、1 年以内の期間に限り、その懲戒を猶予することができる。

2 前項の規定により懲戒を猶予された者で改しゆんの情がないときは、猶予を取消しその懲戒を行う。

3 懲戒の猶予を取り消されることなく猶予期間を経過したときは、その懲戒を行わない。

第 5 章 服務規律

(服務規律)

第 1 4 条 消防団員は、消防組織法第 1 条の規定による任務に従事しなければならない。

第 1 5 条 消防団員は、招集によつて出動し、服務するものとする。

2 消防団員は、招集を受けない場合であつても、水火災又は地震等の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、服務しなければならない。

(平 3 0 条例 1 1 ・一部改正)

第16条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。

第17条 消防団員は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。
- (2) 消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行つてはならない。

第18条 削除

第6章 雑則

(表彰)

第19条 市長又は消防長は、消防団員がその任務遂行にあたり功績特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 消防団長は、消防団員を表彰することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高山市消防団条例（昭和37年高山市条例第19号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 旧条例の規定により消防団員に任命され、現にその職にある者は、この条例により引続きその職に任命された者とみなす。

附 則（昭和39年12月25日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年3月16日条例第15号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月15日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４２年３月１６日条例第１６号）

この条例は、昭和４２年４月１日から施行する。

付 則（昭和４５年３月１７日条例第４５号）

この条例は、昭和４５年４月１日から施行する。

付 則（昭和４６年３月２０日条例第３９号）

この条例は、昭和４６年４月１日から施行する。

附 則（昭和４９年３月２５日条例第４５号）

この条例は、昭和４９年４月１日から施行する。

附 則（昭和５１年１２月２４日条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和５１年１２月１日から適用する。

附 則（昭和５２年３月３０日条例第４６号）

この条例は、昭和５２年４月１日から施行する。

附 則（昭和５３年３月２８日条例第４４号）

この条例は、昭和５３年４月１日から施行する。

附 則（昭和５５年３月２８日条例第２９号）

この条例は、昭和５５年４月１日から施行する。

附 則（昭和５７年３月２６日条例第６０号）

この条例は、昭和５７年４月１日から施行する。

附 則（昭和６０年３月１９日条例第４３号）

１ この条例は、昭和６０年４月１日から施行する。

２ この条例施行前に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した者に係る手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和６２年３月２５日条例第３０号）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した者に係る手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月23日条例第21号）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した者に係る手当については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月27日条例第35号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した者に係る手当については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月28日条例第30号）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した者に係る手当については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月20日条例第21号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した者に係る手当については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月25日条例第38号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した者に係る手当については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月29日条例第37号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した者に係る手当については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月22日条例第24号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した者に係る手当については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月20日条例第38号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した者に係る手当については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月22日条例第43号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した者に係る手当については、なお従前の例による。

附 則（平成8年12月19日条例第18号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第37号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日条例第29号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日条例第29号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第54号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、民法の一部を改正する法律による改正後の民法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月22日条例第30号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月21日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月25日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月22日条例第28号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月1日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成18年9月12日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第41号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第33号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月22日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日条例第 31 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 1 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 30 年 7 月 1 日以後に水火災又は地震等の災害の職務に従事した者について適用する。

附 則（令和元年 9 月 30 日条例第 13 号抄）

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日条例第 42 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定は同日以後に水火災又は地震等の災害の職務に従事した者に、改正後の第 7 条の規定は同日以後に招集され水火災又は地震等の災害、警戒、訓練等の職務に従事した者について適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日条例第 25 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定は、施行日以後に招集され、水火災又は地震等の災害、警戒、訓練等の職務に従事した者について適用する。
- 3 改正後の第 6 条第 5 項及び第 6 項の規定は、施行日以後に水火災又は地震等の災害の職務に従事した者について適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日条例第 41 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

（平 19 条例 41・平 20 条例 33・令 3 条例 25・一部改正）

年額報酬額表

職名	支給単位	金額
消防団長	年額	82,500円
支団長及び副支団長	年額	69,000円
分団長	年額	50,500円
副分団長	年額	45,500円
部長及び副部長	年額	37,000円
班長	年額	37,000円
副班長及び係長	年額	36,500円
団員	年額	36,500円
災害活動団員	年額	12,000円